

解雇補償への MPF 充当廃止に対する助成金の承認

1. 解雇補償への MPF 充当廃止に対する助成金の承認

香港立法会の財務委員会は 2024 年 11 月 22 日、企業が従業員に支払う解雇補償金を強制退職年金基金「強制的公積金計画 (MPF)」の資金から充当できる制度の廃止に伴う、企業負担軽減のための助成金として、335 億 5,190 万香港ドルの予算を承認しました。

MPF 資金の充当制度は、企業が勤続 2 年以上の従業員に支払う解雇補償金または勤続 5 年以上の被解雇者や定年退職者に支払う長期服務金について、従業員名義の MPF 口座に企業と従業員が積み立てた資金のうち企業側積み立て分を用いて相殺することを認めるものです。この制度が廃止されれば勤労者の将来の保障が厚くなる一方、企業側にとっては労務コストが増えることから、政府は企業負担軽減のための助成金支給を計画していました。

廃止は 2025 年 5 月 1 日から実施され、企業が実際に負担する解雇補償金または長期服務金は、制度廃止の初年度から 3 年目までは助成金によって 50%に抑えられます。その後は毎年段階的に企業負担の割合を引き上げますが、25 年目までは企業が支払うべき金額の一部を政府が肩代わりする仕組みとなります。

廃止を巡っては一部で正しい理解が進んでおらず、同日までに従業員を解雇した方がコストを節約できるとの誤解もあるようです。労働・福祉局の孫玉カン局長は、「制度の廃止後も、雇用期間のうち廃止日以前の分については解雇補償金や長期服務金を MPF で充当できる」と説明し、制度廃止前に従業員を解雇するメリットは全くないと強調しました。

2. 高度人材誘致制度の改善

香港政府は 2024 年 11 月 1 日、域外から優秀な人材を誘致するための制度について、同日から一部規定を変更しました。高収入または高学歴の人材を誘致するスキーム「トップタレントパス」の対象を拡大したほか、高度な職業能力やスポーツ・芸術に優れた才能を持つ人材を誘致する「優秀人材入境計画 (QMAS)」の審査基準を明確にしました。政府は香港を「高度人材の国際ハブ」とする目標を掲げており、香港経済に貢献する人材を積極的に呼び込んでいく方針です。

トップタレントパスは、年収 250 万香港ドル以上、または世界トップクラスの大学を卒業した人材にビザを与える制度で、このうち、学歴条件の対象となる大学数を 13 校増やして 198 校としました。年収 250 万香港ドル以上の条件でトップタレントパスを申請する高所得者については、初回発給のビザ期間を 2 年から 3 年に延長します。学歴条件での申請者は従来通り、初回のビザ期間は 2 年間です。

一方優秀人材入境計画は、年齢や語学能力、学歴、業務経験などを点数化して香港滞在ビザを与える制度です。従来は制度設計が複雑で審査に時間がかかりすぎていたため、今後は申請者が自分でビザ取得の可能性を事前にある程度把握できる方式に改めるとしています。具体的には年齢、学歴、言語能力、業務経験、年収など 12 項目の質問が用意され、自己採点で 6 項目以上に当てはまる場合のみ、各項目の証明書類を添えて申請できるようになります。この方式により、審査期間が従来の約 9 か月から 6 か月に短縮される見通しです。



フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口（YAMAGUCHI）日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。